平成２６年（フ）第１５７号
神奈川県横須賀市野比５丁目３番１号　久里浜医療センターしおさい病棟、住民票上の住所横浜市金沢区釜利谷西３丁目18番14号
債務者　藤谷　茂幸
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第４８５号
熊本市中央区新町２丁目４番16―604号　ライオンズマンション古城堀端公園第２
債務者　溝口　　修
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９９号
山口市白石１丁目15番６―205号　白石プラザ、前住所山口市朝倉町８番44号
債務者　藤澤　健治
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１４号
栃木県鹿沼市白桑田623番地19
債務者　笹﨑　紀美
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後３時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４３５号
栃木県鹿沼市上殿町160番地４
債務者　大森　文子（旧姓菅井）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４４８号
栃木県宇都宮市福岡町1320番地２
債務者　木村　裕二
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３５０号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン２―５号棟403号
債務者　田中美智代
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５６７号
横浜市港北区綱島西６丁目２番８―101号
債務者　半澤　　和
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５６８号
横浜市港北区綱島西６丁目２番８―101号
債務者　半澤ひろ子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５７７号
横浜市港北区箕輪町３―20―12　エレガンス・ノヴァ日吉205、住民票上の住所東京都板橋区本町41番１―1205号　グローリオ板橋本町
債務者　原田　佳奈
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５５号
静岡市清水区梅ヶ谷190番地の４
債務者　丸山　優美
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７６号
北海道帯広市西20条南２丁目38番１号
債務者　大西美智子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
北海道河東郡音更町大通５丁目２番地
債務者　高玉　光敏
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第４３７号
栃木県宇都宮市中今泉４丁目23番12号　フクショウハイツＡ201
債務者　鈴木　春香
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４４２号
栃木県宇都宮市西川田本町１丁目16番19号　リピュートユニティ201号
債務者　佐々木清美
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７８号
栃木県栃木市大平町西野田20番地42　スマイルハイツ101
債務者　羽金　義雄
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部